

再稼働をめぐる原子力規制委員会の役割について

1 現行法制度

原子力発電所の「再稼働」とは、原子力発電所の原子炉を運転停止して行う法定の定期検査において、「安全上の技術基準に適合すると確認」された後に、「通常運転」を再開することを言う。

2 原子力発電所の再稼働の判断権者を巡る意見

野田総理大臣

[9月21日記者会見]

(原発再稼働の判断については総理が行うのか、規制委員会が行うのか?)

- ・ 再稼働については、原子力規制委員会で安全基準をしっかりとめた上で、それに基づいて判断をする。これがルールになっている。
- ・ それに政治が介入をして何かを言うということは、独立性を損なってしまう。
- ・ 再稼働するかどうか、安全な基準を作った中で、これは規制委員会が主導的な役割を果たす。

田中原子力規制委員会委員長

[9月19日記者会見]

<脱原発依存>

規制委員会としては、原発をゼロにするのか、何パーセントにするのかという判断はしない。

<原発の新增設>

(今の建設中、計画中の原発は十数基あるが、どの段階にいったものを新增設と判断するとお考えか?)

- ・ 規制委員会がそれをどうこうすることではないと思う。新增設についても、本当に、その申請があって規制委員会が判断を求められればやる。

<原子力政策を含むエネルギー政策との整合性>

(枝野大臣は、新しく建設許可は出さないということを明言されていたが、経産省との整合性をどう取られるのか?)

- ・ 今後とも経済産業省との整合性については配慮するつもりはない。新增設をするということで申請があれば、それは規制委員会として、規制庁としてその安全についての判断をする義務があるから、それはやる。

<地元の了解>

[9月26日記者会見]

(安全の)判断はするけれども、実際にそこで地元の了解を得て動かすかどうかというのは、これは私どもの責任ではない。

[10月3日記者会見]

私どもの置かれている権限の範囲から言うと、再稼働について地元了解を求めるとか、事業者の経営状態をしんしゃくするとか、そんなことは範囲の外。(再稼働の可否の判断というものを、どこかの機関がやるべきだと思うか?)

- ・ (どこかが)やらないと動かせないのだと思う。その判断の大きな必要条件というか、判断をしていただくための基準として、私どもが示す安全性の問題があるのだと思っている。ただ、それで実際にあちこちの原子力発電所が動くかということ、実際はそれでは動かなくて、地元の了解、県とか地域とか、いろいろな条件があって動くのだと思うので、そちらまでは私たちの範囲ではない。

藤村内閣官房長官

[10月3日記者会見]

<エネルギー政策における原発の位置付け>

原子力(規制)委員会が独立した立場から、安全性をきちんと確認していただいた原発については、これは重要な電源として活用する。

2030年代に原発稼働ゼロを可能とするようあらゆる政策資源を投入する。その過程において、安全性が確認された原発はこれを重要電源として活用すると、これが基本的な方針。

これは政府の方針だから、こういう方針は政府が説明する。

<閣僚会合の必要性>

現時点で閣僚会議等を開催することは考えていない。

枝野経済産業大臣

<再稼働の判断>

[9月28日記者会見]

安全性について規制委員会からゴーサインが出て、地元自治体の了解が得られれば、重要な電源として活用するというのが政府の方針だ。

[10月5日記者会見]

個々の原発ごとに規制委員会が(安全基準を満たしたと)判断することについて、それを政府が良いとか悪いとか言っても、規制委員会を作った意味がなくなってしまう。

(規制委員会が再稼働について、安全だと認めた原発については、それ以上の特段の行政の手続きなく、再稼働できるということか?)

- ・ 元々法律上、そういう制度である。最終的に手続き上は規制委員会が検査済証を出すので、定期検査による運転停止という過程は法的に完結するということ。

<地元の合意>

地元の合意なしに、強引にもし電力会社が再稼働をすることで、逆に結果的に電力の安定供給に支障があるというふうに判断すれば、経済産業大臣として行政指導権を発動する余地はある。

(一番最後の段階は地元自治体が再稼働に同意するというところだと考える。総理が安全宣言をしなければ再稼働できない状況になったときは?)

- ・ 行政府の長として、必要性については、こういう方たちで、エネ環会議の決定で、こういうことですよと、これは当然申し上げられる。それから、こういう仕組みの下で規制委員会が安全性を判断しましたので御理解ください、これは言えると思う。

3 論点

(1) 再稼働にあたって考慮すべき点について

- ・安全上の技術基準に適合していることのみで足りるか
- ・安全上の技術適合性以外に再稼働の是非を判断するうえで考慮すべき事項はあるか
- ・地元同意を誰がどのように取るのか

現行法制度上、「技術基準」に適合しているかどうかの安全確認以外に明確な規定はないので、他の理由をもって再稼働を認めないことは、困難ではないか。

仮に原子力発電所の再稼働について満たすべき要件を付加するのであれば、電気事業者の権利利益を制限するものとなることから、具体的かつ明確にその要件を法定するのが適当ではないか。

再稼働に当たって、電力事業者との間の安全協定に基づく地元同意は法的要件とされておらず、原子力発電所の安全性等について、誰がどのように地元説明するかについては明確になっていない。地元同意なくして再稼働することは困難であると思われるが、具体的な仕組みをどうすべきか。

(2) 再稼働の是非の最終的判断を行う機関について

- ・再稼働の是非の最終的な判断は、政府、原子力規制委員会のいずれが行うのが適当か

原子力規制委員会は独立性の高いいわゆる「3条委員会」であるが、現行法制度上明確に与えられた安全性の審査等の権限を超えて、原子力発電所の再稼働の是非を判断することは困難ではないか。

仮に、再稼働にあたって原子力規制委員会が責任をもって判断すべき安全基準の策定、審査等以外に国の他の機関が判断すべき事項があるのであれば、新たな権限を付与する立法措置を講ずる必要がある。